

リトリートモデルコース構築及びホームページ「リトリートぐんま」改修業務 委託仕様書

1 委託業務名

リトリートモデルコース構築及びホームページ「リトリートぐんま」改修業務

2 業務目的

ホームページ「リトリートぐんま」は、首都圏在住の20～40代男女を主なターゲットに、群馬県ならではの温泉、自然、食を活かしたリトリート旅の魅力を広く認知・訴求し、誘客促進につなげることを目的として制作したものである。

今回、より多くの方に群馬県でのリトリート旅を具体的にイメージしてもらえるよう、季節やテーマ別の「リトリートモデルコース」の構築・掲載をはじめ、写真や動画などのビジュアル訴求、宿泊プランや体験コンテンツの紹介など、サイト内コンテンツの充実を図る。

3 事業期間

(1) 委託契約期間

契約締結日から令和8年3月31日(火)まで

(2) 公開日

公開予定日は令和8年3月下旬までとする。日時は県と受託者が協議の上、決定する。

4 業務内容

(1) リトリートモデルコースの構築

ホームページ「リトリートぐんま」に掲載するリトリートモデルコース特集記事を計4本制作し、同ホームページに掲載すること。なお、記事執筆にあたっては、以下の事項を遵守すること。

- ①作成する記事は、本事業の目的に沿い、体験や地域の特色を具体的に盛り込み、閲覧者に群馬県への来訪意欲を喚起する内容とすること。
- ②特に「群馬県に行きたい」「群馬県でリトリートを体験したい」と感じられるよう、魅力的かつ分かりやすい表現を用いること。
- ③モデルコースは、全て1泊2日の日程で構成すること。
- ④制作するコース4本は、秋・冬をテーマにそれぞれ2コースずつ制作すること。
- ⑤モデルコースに基づき、実際に訪問したくなるような写真（風景、体験シーン、食、宿泊等）を効果的に使用すること。
- ⑥写真は、閲覧者が自分自身もその場にいるように想像できるような構図・雰囲気撮影すること。
- ⑦秋・冬それぞれの記事について、掲載する写真を受託者が撮影し、モデルを起用した写真素材を用いるコースを1本、モデルを起用しない写真素材を用いるコースを1本とすること。
- ⑧紹介するスポットやコンテンツは、受託者から積極的に提案しコースに反映させること。なお、最終的な掲載内容は県と協議の上、決定すること。

(2) ホームページ「リトリートぐんま」の改修

- ① ホームページ「リトリートぐんま」へ、デザイン性は維持することを条件とし、以下コンテンツを

追加する。

ア リトリート説明ページ

イ モデルコース

ウ ギャラリー（写真・動画を掲載するページ）

エ アクセス（観光ぐんま「アクセス情報」のリンクを貼る（<https://gunma-kanko.jp/access>））

オ お問い合わせフォーム

カ プライバシーポリシー

キ サイトマップ

ク サイト内検索

② モデルコース及びギャラリーのコンテンツは、職員が容易に更新できるようCMSで構築すること。

③ サーバ要件

ア システム運営に必要なサーバ（容量その他システム運営に必要なスペックを考慮したものとする。）を調達し、必要な初期設定を行うこと。また、そのサーバについて適切な保守管理を行い、コンピュータ機器その他作業に要する物品等を自己の責任において確保する。

イ 調達したサーバについて、情報セキュリティに必要な措置を講じること。

ウ 現在のドメイン（<https://retreat.gunma-kanko.jp/>）は変更しないこと。

④ 自由提案

応募者独自の企画提案があれば記載すること。

（なお、本提案に要する経費は契約金額に含めること）

（３）ホームページ「リトリートぐんま」保守管理

ホームページ「リトリートぐんま」の保守管理を行うこと。

① システム運営に必要なサーバ（容量その他システム運営に必要なスペックを考慮したものとする。）を調達し、必要な初期設定を行うこと。また、そのサーバについて適切な保守管理を行い、コンピュータ機器その他作業に要する物品等を自己の責任において確保する。

② 調達したサーバについて、情報セキュリティに必要な措置を講じること。なお、レンタルサーバを使用する場合、レンタルサービスを提供する者は次の要件を満たしていること。

- ・ レンタルサービス提供者においてセキュリティ対策等利用規約が明確化されていること。
- ・ サーバは国内に設置し、セキュリティ対策の実施状況が確認できること。
- ・ 情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格の認証を取得している又はそれに準じた第三者機関による認証基準を満たすこと。
- ・ 利用しているOS、ミドルウェア、アプリケーション及びCMSについて、開発元のサポート期間内のものを利用し、最新のセキュリティパッチを適用すること。
- ・ 不正アクセス監視を行うとともに、不正アクセス防止対策を行うこと。
- ・ アクセスログ等は週１回毎に保存し最新過去６ヶ月を保管すること。

③ 電話及びメールでの運用サポートを行える体制にすること。サーバ及びネットワーク機器に障害が発生した場合、迅速に対応でき、その状況に応じて最善な復旧が可能な体制を整備し、その体制を書面で県に報告する。

④ 発注者がアクセス解析を行えるようにすること。

⑤ 保守管理期間は、契約締結日から令和８年３月３１日（火）までとする。

- ⑥ 令和8年4月1日(水)から令和9年3月31日(水)までの保守管理費用の参考見積を提示すること。なお、本業務の受託により、令和8年4月1日(水)以降の契約を確約するものではない。

(4) その他セキュリティ対策等

- ① 最新の情報を元に、マルウェア対策を行うこと。
- ② 利用しているソフトウェア等のバージョン及び脆弱性について、最新の情報を収集・把握するとともに、セキュリティホールの有無について確認すること。
- ③ 脆弱性等セキュリティホールが発覚した場合は、バージョンアップやセキュリティパッチの適用等対策を行い、適用状況については、報告書で提出すること。
- ④ SQLインジェクション対策等、Web アプリケーションに対する攻撃を防止するセキュリティ対策を実施すること。
- ⑤ 不正アクセス、改ざん等セキュリティ上の脅威が発覚した場合、速やかに報告するとともに、必要な措置について迅速に対応すること。
- ⑥ 個人情報等保護すべき情報を暗号化するとともに、原則外部公開サーバに保管しないこと。

5 納品

(1) 成果物

- ①ウェブサイト一式
- ②企画書
- ③システム操作マニュアル
- ④コンテンツデータ
- ⑤業務完了報告書

(2) 納品方法

5 (1) 成果物①は発注者の管理するサーバーにてサイト構築・公開することにより納品とする。成果物②～⑤は電子データにより CD-ROM 又は電子メールにて納品すること。

(3) 納品場所

群馬県前橋市大手町1-1-1

群馬県産業経済部戦略セールス局観光リトリート推進課

(4) 提出期限

令和8年3月31日(火)

6 見積上限額

2,716,450 円 (消費税及び地方消費税を含む)

7 著作権等の扱い

- (1) 本業務の実施に伴い、新たに作成された成果物及び制作過程において、新たに作成された素材に関する著作権、著作隣接権、商標権、意匠権及び所有権(以下「著作権等」という。)、知的財産権については、県が保有するものとする。ただし、受託者が従来から権利を有している素材についてはこれに当てはまらない。
- (2) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費

用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

- (3) 成果物であるコンテンツデータや受託者のサイトに掲載する特集ページについて、県が使用するプレゼンテーション資料等への掲載など、県が実施するリトリート推進に関する広報等に利用する場合は、事前に受託者に許諾を得たうえで、利用できるものとする。

8 業務実施上の留意点

- (1) 本業務の受託者は、業務の委託契約の締結後遅滞なく、実施する業務の詳細について県と協議の上、業務計画書を作成し、業務開始時までに県に提出すること。
- (3) 受託者は、やむを得ない事情により、業務を実施することが困難となったときには、遅滞なくその旨を県に連絡し、その指示に従うこと。
- (4) 受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。この場合には、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要、体制及び責任者を明記の上、事前に群馬県の承諾を得ること。
- (5) この業務で得られた著作物等の成果等については、原則として県に帰属するものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下、「権利留保物」という。）については受託者に留保するものとし、この場合、委託者は権利留保物についての当該権利を非独占的に使用できることとする。また、本業務で収集した素材について、県が実施する他のプロモーションで二次利用できるよう、権利関係の調整を行うよう努めること。
- (6) 事業の趣旨に沿った効果的な提案であれば、本仕様書に記載のない事項であっても、新たな提案を妨げるものではないこと。
- (7) 受託者は、業務の実施に関してこの仕様書に記載のない事項又は業務の実施に関して疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に従うこと。
- (8) 本仕様書はプロポーザル用であり、受託候補者とは内容を別途協議の上、契約を締結するものとし、契約内容等については、協議の中で、企画提案書等の内容から変更・修正する場合があること。
- (9) 本業務は国の新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）を活用したものであり、業務で使用した帳票類は翌年度から5年間保管すること。